

おしらせ

町内小中学校と町立幼稚園の今年の夏休みは8月25日(火)まで

町教育委員会は、子どもたちの学力を保障するため、8月に授業日を4日確保します。今年の夏休みは、8月25日(火)までになります。

皆さんには、各種行事などの計画にご配慮してもらい、夏休み中の安全確保のために、子どもたちの見守りをお願いいたします。

地上デジタル放送・説明会開催

地デジの準備は進んでいますか？まだ済んでいない人や高齢者、障害をお持ちの人を対象に「地デジに関する説明・ご相談会」を開催します。

詳細は、6月下旬頃、全世帯に郵送される「タウンメール(ゆうメール)」で日程と開催場所をご確認ください。

また、タウンメールには、参加できない人のために、戸別訪問の「申込書」を同封しています。希望者は、「申込書」に必要事項を記入してお申込みください。

申し込み

役場総務課 行政係

☎(293)3111

問い合わせ

総務省 熊本県テレビ受信者支援センター ☎(325)6255

耐震アドバイザーを派遣して耐震診断を行います

県では、耐震診断を希望する木造住宅に、建築士の資格を持つ耐震診断アドバイザーを派遣し、簡易調査による耐震診断を実施しています。

○派遣予定戸数 120戸

○対象住宅 県内の昭和56年5月31日以前に着工した戸建木造住宅

○費用 1件当たり2,000円

○申込開始 6月1日(月)午前9時

※申し込みは1回に限り、受け付けは先着順に行います。

申し込み・問い合わせ

熊本県建築士事務所協会事務局

☎(371)2433

国民健康保険 Q&A

会社を辞めたら、国民健康保険の手続きは必要ですか？

職場の健康保険(社会保険)から国民健康保険(国保)への切り替えは自動的に進行されません。必ず14日以内に役場で手続きをしてください。

加入手続きをしないまま病気になった場合、保険証がないため、医療費が全額自己負担になります。

また、後になって加入手続きをしても、国保の資格が発生するのは届出日からでは

「コミュニティ活動補償制度

町では、町民の皆さんが安心して地域の活動や奉仕活動に取り組むことができるように、今年も「コミュニティ活動補償制度」を実施します。

【対象となる活動】

町内に活動の拠点を置き、5人以上の町民で作る団体、または個人が行うコミュニティ活動中の事故に対して補償をします。

- 地域社会活動
○青少年健全育成活動
○社会福祉・社会奉仕活動
○社会教育活動
○その他

【補償できない事故】

- 山岳登山、ハンググライダーなど危険を伴うスポーツ
○指導者や参加者の故意による事故
○地震、噴火、洪水などの自然災害や戦争、暴動
○社会的政治的騒動による事故など【事故が起きた場合の手続き】

①団体の責任者が役場に連絡

②団体の責任者が事故報告書を14日以内に役場に提出

③保険金の請求は、役場を通じて保険会社に行います

○申し込み・問い合わせ

役場総務課 行政係

☎(293)3111

6月は児童手当現況届提出の月です

児童手当を受けている人は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

経済センサスー基礎調査にご協力ください

平成21年7月1日現在で「平成21年経済センサスー基礎調査」を初めて実施します。

この調査は商店や工場、営業所、事務所、学校、旅館、学習塾、病院、寺院などすべての事業所が対象となる大規模な統計調査で、統計法に基づく基幹統計調査として行われます。6月から調査員がお伺いして調査をお願いします。ご協力をお願いします。

問い合わせ

役場企画課 企画政策係

☎(293)3118

ぼしゅう

大津町業務補助員募集

《業務補助員(登録制)》

○募集職種 ①保健師・看護師

②歯科衛生士

せん。この届は毎年6月1日の状況を記入し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

対象者には、現況届用紙を郵送しますので、必要事項を記入して提出してください。この届の提出がないと、6月分以降の児童手当を受けられなくなり、ご注意ください。

【必要な添付書類など】

- ・受給者本人の健康保険証の写し
・または年金加入証明書
受給者が被用者(厚生年金、共済年金)などの加入者である場合に必要です。
・平成21年度児童手当所得証明
平成21年1月1日に大津町に住居登録がなかった場合に必要です。1月1日の住所の市区町村から「平成21年度児童手当」の所得証明書を取り寄せてください。
・児童が属する世帯全員の住民票
受給者と児童が別居し、児童が町外に住んでいる場合のみ必要です。

提出・問い合わせ

役場健康福祉課 福祉係

☎(293)3510

戦没者などの遺族の皆さんに特別弔慰金を支給します

公務扶助料や遺族年金などを受けていた人が平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなるなどし、平成21年4月1日に公務扶助料や遺族年金などの受給権者がいない場合、第九回特別弔慰金として額面24万円、6年償還の記名国債を支給します。

○対象

次の順番による先順位の遺族一人

- ①平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
②戦没者などの子
③戦没者などの親族

※戦没者などと生計関係を有していた人で平成21年4月1日において婚姻していても氏が変わっていない人、または同日において遺族以外の人と養子縁組をしていない人に限る。

- ④③以外の戦没者などの親族
※戦没者と生計関係を有していない人や戦没者などと生計関係を有していないが③に該当しない人。
⑤①～④以外の戦没者などの三親等内の親族

※戦没者の死亡まで1年以上生計関係を有していた人に限る。

親族は「父母」「孫」「祖父母」「兄弟姉妹」の順で先順位になります。

請求期限

平成24年4月2日

請求期間を過ぎると時効により権利が消滅し特別弔慰金を受けることができなくなります。ご注意ください。

請求・問い合わせ

役場健康福祉課 福祉係

☎(293)3510

労働者を雇用している場合は労働保険に必ず加入してください

平成21年度の労働保険年度更新手続きは6月1日(月)から7月10日(金)までです。加入していない場合は、速やかな加入をお願いします。

○募集人員

若干名

○勤務日 検診時のみ

○勤務時間 主に午後1時～午後5時

○資格 ①保健師・看護師

②歯科衛生士

○雇用保険 無

○社会保険 無

○受付期限 6月30日(火)

○受付時間 午前9時～午後5時

※履歴書を本人が持参してお申し込みください。

○問い合わせ 役場総務課 人事秘書係

☎(293)3111

公共工事等入札結果

入札日 平成21年5月1日

Table with 3 columns: 工事(業務・備品)名, 落札金額, 落札業者名. Lists various construction and maintenance work items and their winners.

介護保険 Q&A

介護保険施設に入所した場合、食費・居住費は自己負担になるのですか？

特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設に入所した場合、またはショートステイ(短期入所)の場合、食費、居住費、日常生活費は原則自己負担となります。

しかし、本人と世帯全員に住民税がかかる場合、食費、居住費の自己負担を減額します(このことを負担限度額認定といいます)。

減額認定を受けるには、役場に本人の介護保険被保険者証と印かん(認め印可)、申請者の免許証などを持参し、申請してください。認定者には、認定証を送付します。なお、現在認定を受けている人は、再度申請を行ってください。6月30日が期限です。

お問い合わせ 役場健康福祉課 介護保険係 ☎(293)3114